

保育所入所選考基準【文言整理案】

保育所入所選考基準【現行】

資料10

◎ 基本指数

番号	類型	保護者(父母)の状況(同居の親族その他の者が保育をすることができない場合)		基本指数
		細目		
1	就労	週5日又は月20日以上就労	週に40時間以上の就労を常態とする場合	52
			週に35時間以上40時間未満の就労を常態とする場合	46
			週に30時間以上35時間未満の就労を常態とする場合	40
			週に25時間以上30時間未満の就労を常態とする場合	34
			週に20時間以上25時間未満の就労を常態とする場合	28
			週に32時間以上の就労を常態とする場合	42
		週4日又は月16日以上就労	週に28時間以上32時間未満の就労を常態とする場合	37
			週に24時間以上28時間未満の就労を常態とする場合	32
			週に20時間以上24時間未満の就労を常態とする場合	27
			週に16時間以上20時間未満の就労を常態とする場合	22
		週3日又は月12日以上就労	週に24時間以上の就労を常態とする場合	31
			週に21時間以上24時間未満の就労を常態とする場合	27
			週に18時間以上21時間未満の就労を常態とする場合	23
			週に15時間以上18時間未満の就労を常態とする場合	19
内職	週に12時間以上15時間未満の就労を常態とする場合	15		
	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	31		
内職	週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	14		
2	出産	出産のため、保育にあたれない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)、又は医師の判断により安静を要する状態にある場合		52
3	疾病等	疾病・傷病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	52
			常時病臥	
			感染症(※b)	
			精神性疾患	
			一般療養(上記以外の場合)	
		心身障害者	身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳2度以上	52
			身体障害者手帳3級又は4級・愛の手帳3度	37
			難病者(国・都の指定する難病)で、東京都の難病等医療費助成制度による特定医療費(指定難病)受給者証又はマル都医療券を所持している方(※c)	
			上記以外の場合	
4	看護及び介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	27
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合	52
			常時観察は必要ないものの、日常生活全般に恒常的な介護が必要な場合	37
			上記以外の場合	22
5	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		55
6	就学及び職業訓練等	国・都・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合(※d)		35
		学校教育法に定める学校等に通学している場合(※e)		25
		その他上記以外の学校に通学している場合		15
7	求職	求職・起業準備中	求職のため、日中の外出を常態とする場合	5
8	その他	i 不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居(要証明)の場合	56
		ii 就労予定	指数は就労日数・時間により類型1に準ずる	
		iii 居宅外の介護	指数は類型4の在宅介護の指数に準じる	
		iv 育児休業の継続	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、当該世帯の指数を適用しない	

○別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合

上記別表の状態に該当し、支援を必要として保育を利用する場合、利用期間中に定期的に支援の必要性について見直しを行います。支援の必要性が無くなった場合は、基本指数1～8のいずれかの状態である場合に保育を利用することができます。どれにも該当しない場合は、保育の利用は終了となります。

上記以外に、児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると市長が認める特別の事情がある場合は、審査及び選考を経て入所の承諾を行うことができます。

●注意事項

※a 個人事業主・会社経営、親族・家族経営の従事者等又の方で、就労状況における給与・売上と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ライン支払額」とを比較して、双方に著しい差がある場合は、基本指数「求職」の点数の適用の要件として扱います。また、個人事業主の場合で、収入実績が分かるもの、若しくは収入予定があることが分かる資料(契約書等)の提示がない場合は、「内職」もしくは「求職」の指数を適用します。

※b 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律三十七条の二が適用されている者又は、同条に該当する病状にある者若しくは、児童に感染させる恐れのある者がいる場合

※c 東京都の難病等医療費助成制度による特定医療費受給者証又はマル都医療券を所持している方に適用します。

※d 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

※e 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

◎ 基本指数

番号	類型	保護者(父母)の状況(同居の親族その他の者が保育をすることができない場合)		基本指数
		細目		
1	就労	週5日又は月20日以上就労	週に40時間以上の就労を常態とする場合	52
			週に35時間以上40時間未満の就労を常態とする場合	46
			週に30時間以上35時間未満の就労を常態とする場合	40
			週に25時間以上30時間未満の就労を常態とする場合	34
			週に20時間以上25時間未満の就労を常態とする場合	28
			週に32時間以上の就労を常態とする場合	42
		週4日又は月16日以上就労	週に28時間以上32時間未満の就労を常態とする場合	37
			週に24時間以上28時間未満の就労を常態とする場合	32
			週に20時間以上24時間未満の就労を常態とする場合	27
			週に16時間以上20時間未満の就労を常態とする場合	22
		週3日又は月12日以上就労	週に24時間以上の就労を常態とする場合	31
			週に21時間以上24時間未満の就労を常態とする場合	27
			週に18時間以上21時間未満の就労を常態とする場合	23
			週に15時間以上18時間未満の就労を常態とする場合	19
内職	週に12時間以上15時間未満の就労を常態とする場合	15		
	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	31		
内職	週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	14		
2	出産	出産のため、保育にあたれない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)、又は医師の判断により安静を要する状態にある場合		52
3	疾病等	疾病・傷病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	52
			常時病臥	
			感染症(※b)	
			精神性疾患	
			一般療養(上記以外の場合)	
		心身障害者	身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳2度以上	52
			身体障害者手帳3級又は4級・愛の手帳3度	37
			難病者(国・都の指定する難病)で、東京都の難病等医療費助成制度による特定医療費(指定難病)受給者証又はマル都医療券を所持している方(※c)	
			上記以外の場合	
4	看護及び介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	27
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合	52
			常時観察は必要ないものの、日常生活全般に恒常的な介護が必要な場合	37
			上記以外の場合	22
5	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		55
6	就学及び職業訓練等	国・都・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合(※d)		35
		学校教育法に定める学校等に通学している場合(※e)		25
		その他上記以外の学校に通学している場合		15
7	求職	求職・起業準備中	求職のため、日中の外出を常態とする場合	5
8	その他	i 不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居(要証明)の場合	56
		ii 就労予定	指数は就労日数・時間により類型1に準ずる	
		iii 居宅外の介護	指数は類型4の在宅介護の指数に準じる	
		iv 育児延長の希望	保護者が育児休業の延長を希望する場合は、当該世帯の指数を適用しない	

○別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合

上記別表の状態に該当し、支援を必要として保育を利用する場合、利用期間中に定期的に支援の必要性について見直しを行います。支援の必要性が無くなった場合は、基本指数1～8のいずれかの状態である場合に保育を利用することができます。どれにも該当しない場合は、保育の利用は終了となります。

上記以外に、児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると市長が認める特別の事情がある場合は、審査及び選考を経て入所の承諾を行うことができます。

●注意事項

※a 個人事業主・会社経営、親族・家族経営の従事者等又の方で、就労状況における給与・売上と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ライン支払額」とを比較して、双方に著しい差がある場合は、基本指数「求職」の点数の適用の要件として扱います。また、個人事業主の場合で、収入実績が分かるもの、若しくは収入予定があることが分かる資料(契約書等)の提示がない場合は、「内職」もしくは「求職」の指数を適用します。

※b 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律三十七条の二が適用されている者又は、同条に該当する病状にある者若しくは、児童に感染させる恐れのある者がいる場合

※c 東京都の難病等医療費助成制度による特定医療費受給者証又はマル都医療券を所持している方に適用します。

※d 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

※e 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。